

京都市告示第644号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年3月23日

京都市長 門川 大作

道路の種類           市 道  
 供用開始の期日       告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
鳥羽道	東山区本町二十丁目439番地地先から 伏見区深草相深町16番地の21地先まで	旧	メートル 207.10	メートル 5.65 ~ 31.40
		新	230.40	4.00 ~ 27.80
墨染通	東山区福稲下高松町23番地の3地先から 伏見区深草下高松町25番地の2地先まで	旧	21.00	24.00 ~ 33.00
		新	21.00	24.00 ~ 33.00
十条稻荷疏水 通	伏見区深草下高松町16番地の1地先から 同区深草相深町10番地の2地先まで	旧	24.00	3.10 ~ 5.80
		新	15.00	3.80 ~ 4.00
深草経136号 線	伏見区深草相深町2番地の3地先から 同町8番地の10地先まで	旧	31.90	3.00 ~ 26.00
		新	22.90	2.70 ~ 4.00

(建設局土木管理部道路明示課)